平成２９年（フ）第３３３号
高知市廿代町９番３号　シャペル９・515号
債務者　上久保由紀
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４４号
高知県土佐市高岡町甲984番地３　高岡２号団地10号室
債務者　西村　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７５号
千葉県八街市文違301番地3679
債務者　荒木　寛史
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３８２号
千葉県八街市大木670番地62
債務者　内田　優子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３８３号
千葉県印西市原４丁目４番地８棟302号
債務者　長峰　康博
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３８５号
千葉県八街市東吉田567番地２　グリーンハイツ106
債務者　松村　佳亮
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４０１号
千葉県佐倉市大崎台３丁目５番地10　ハートギャラリー202
債務者　佐々木　凌
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４０３号
千葉県四街道市四街道３丁目４番９号（ハイネストキタⅡ102）、前住所千葉県四街道市四街道３丁目４番８号（ハイネストキタ201）
債務者　小澤　一範
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４０４号
千葉県白井市南山１丁目９番２棟201号
債務者　田中　忠則
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第６号
千葉県富里市七栄575番地349（ユーミー富里101号）
債務者　伊藤　一紀
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８号
千葉県香取市佐原ホ1229番地10　岩ケ崎住宅９号
債務者　平野美由紀
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第２９号
千葉県香取市佐原ホ1229番地10　岩ケ崎住宅９号
債務者　平野　茂雄
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第９０号
岐阜県瑞浪市宮前町２丁目61番地　メゾン大西　Ａ－103号
債務者　小野　喜勝
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第９１号
岐阜県瑞浪市宮前町２丁目61番地　メゾン大西　Ａ－103号
債務者　小野真理子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第４０４号
静岡県熱海市和田町４番20号、前住所静岡県伊東市宇佐美2125番地の１
債務者　平本　節美
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４７８号
静岡県伊豆の国市長岡361番地の１　小羽根ハイツ103号、前住所静岡県伊豆の国市南條864番地の６
債務者　村田　惠子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
静岡県沼津市大岡518番地の３　三恵マンション101
債務者　髙吉　文夫
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係